令和６年５月１日 制定
令和７年４月１日 改正

学校法人 国際学園

星槎大学

ガバナンス・コード 第 2.0 版

学校法人国際学園

星槎大学

はじめに

星槎大学（以下、「本学」という。）は、設置母体となる学校法人国際学園（以下、「法人」という。）の掲げる建学の精神、教育理念に基づき、通信教育の特殊性と、実状に即した公共性と自主性を基本として社会的責任を鑑み、自律的なガバナンス体制を確立する 。本学は、学則に定める目的を達成するため、本コードを指針として、透明性の高い、時代の変化に対応した大学運営を目的として、以下の 5 つの指針に基づき国民に対して宣言するものとする。

なお、令和 7 年 4 月 1 日施行の改正私立学校法により、学校法人における執行と監視・監督の役割分担の明確化が求められたことを踏まえ、本コードを第 2.0 版として改正する。

第 1 章 大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重

本学は、通信教育という形態を通じて、多様な学習者に教育の機会を提供し、独自の教育理念に基づく有為な人材を育成し、共生社会の実現に向け、社会に寄与していくための大学であることを目指していきます。

1-1 建学の精神と共生の理念

- 建学の精神：「社会に必要とされることを創造し、常に新たな道を切り開き、それを成し遂げる」。
- 教育の理念（学則第 1 条）：「人との共生」「自然との共生」「国と国との共生」の三つの共生の実現をめざし、共生科学の学際的・総合的学修を通じて、共生社会の土台を構築する資質を備えた人材を養成する。
- 通信教育の使命： 通信教育の特性を活かし、生涯学習の拠点として、地域や社会の課題解決に寄与する。

1-2 中期的な計画の策定

- 安定した大学経営のためには、認証評価の結果や学内外の環境変化を踏まえ、また予測し、中期的な計画を策定・公表する 。
- 1学部（共生科学部）および大学院における教育の質保証、ICT を活用した学習支援体制の充実、および財政基盤の安定化 。

第 2 章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）

本学の設置者である法人は、私立学校法及び寄附行為に基づき、業務執行を担う理事会と、監視・監督を担う評議員会及び監事との役割分担を明確にし、相互牽制が実効的に機能する体制を構築することにより、業務に関する意思決定の機動性と監督機能の適正性を確保し、経営の安定性と継続性を確保する。

2-1 理事会と監督

- 理事会は、法人が設置する大学を含めた学校の経営強化を念頭に置いて法人の業務を決定し、理事の職務の執行を監督する。理事会において議決する重要事項は寄附行為に明記する。
- 理事は、寄附行為に定める理事選任機関が選任する。理事長は、業務の執行状況を定期的に理事会に報告し、理事会はこれを踏まえて理事の職務執行を適切に監督する。
- 評議員会は、法人の業務及び財産の状況並びに役員の業務執行の状況を監視・監督する機関として、寄附行為に定める重要事項について議決し、又は意見を述べる。
- 評議員は理事との兼職をせず、職員である評議員の割合等について法令の要件を遵守するとともに、教職員、卒業生、有識者等の多様な者により構成し、評議員会の独立性と多様性を確保する。
- 理事会の役割及び理事の責務を明確にするとともに、評議員会との建設的な協働と相互牽制体制を確立し、運営の透明性を確保する。

2-2 監査機能の充実

- 監事は、評議員会の決議により選任され、理事、評議員及び職員との兼職をしないなど、その独立性を確保する。
- 監事は、私立学校法及び寄附行為に基づき、理事の職務の執行並びに法人の業務及び財産の状況を監査して監査報告を作成し、理事会及び評議員会に報告するとともに、評議員会に出席して必要に応じ意見を述べる。
- 公認会計士による計算書類等の監査、監事による監査及び内部監査部門による監査が相互に連携する三様監査の体制を構築し、法人の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を整備・運用する。

第 3 章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）

学長は、通信教育課程における教学運営の責任者としてリーダーシップを発揮する 。

3-1 学長の職責（学則第 7 条）

- 学長は、大学の執行責任者として学務を統括し、所属教職員を統督する 。
- 学部および大学院、さらには附属の各センター組織が有機的に連携できるよう、運営を掌理する。

3-2 補佐体制（学則第 8 条・第 9 条・第 10 条）

- 副学長、学長補佐は大学運営にあたり学長を助け、学長の命を受けて職務を遂行する。
- 学部長、研究科長は、学長の定めた方針に従い、学部、研究科の校務を統括する 。

3-3 教授会の役割（学則第 16 条・第 16 条の 2・第 17 条、大学院学則第 6 条、

専門職大学院学則第 7 条）

- 教授会は、学生の入学・卒業（修了）、学位の授与、教育課程の編成など、教育研究に関する重要事項を審議し、学長の求めに応じて意見を述べる 。
- 通信制の特性に合わせ、オンライン会議等を活用した迅速かつ実効性のある審議体制を構築する。

第 4 章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）

全国に広がる学生、卒業生、および地域社会に対し、教育の質と透明性を保証し、信頼される存在であり続ける 。

4-1 学生に対する責任（学則第 3 条）

- 3 つのポリシーの明文化： 各学部・専攻におけるディプロマ、カリキュラム、アドミッションの各ポリシーを明確にする 。
- 学修支援の高度化： 通信教育特有の学修不安や孤独感に対応するため、マンツーマン指導員や初年次教育支援、学習システムの利便性向上に努める 。
- ハラスメント防止： 通信教育の特性（オンライン上のやり取り等）を考慮した、毅然とした対処体制を整備する 。

4-2 教職協働と能力開発（SD/FD）

- 教員と事務職員が適切に連携する「教職協働」を推進し、大学運営の質を高める 。
- オンライン指導能力の向上を目的とした FD（ファカルティ・ディベロップメント）および、事務職員の専門性を高める SD（スタッフ・ディベロップメント）を継続的に実施する 。

4-3 社会貢献と危機管理

- 大学において発生するおそれのある様々な危機を未然に防止し、また危機が発生した場合にその被害を最小限にとどめるために、ガイドラインと個別マニュアルを整え教職員の行動規範とする。
- 「共に生きることを科学する」という理念のもとに、多様性を認め合い、共生社会の実現に向けた教育を実践する中で、いつでも、どこでも、だれでも、学べる大学として、様々な背景を持つ人々と相互理解と協働を通じて、より良い社会の構築に貢献できる人材育成を目指していきます。

第 5 章 透明性の確保（情報公開）

通信教育課程を主とする大学として、Web サイト等を通じた主体的かつ積極的な情報発信を行い、説明責任を果たす 。

5-1 情報公開の充実

- 教育情報の公表: 学部・学科の目的、教員組織、入学者数、授業科目、評価基準、施設設備等の情報を適時適切に公開する 。

- 法人情報の公表: 寄附行為、事業報告書、計算書類、財産目録、監査報告書、役員名簿、役員報酬基準等をホームページで公開する。

- 独自の指標: 通信教育特有の在学生の属性や年齢や資格取得状況など、学習の実態を示す情報を積極的に公開する

附則

本コードは、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。

附則(第 2.0 版)

本コードは、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。